

Q&A（延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業）

延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業は、延岡市の独自事業となります。Q&Aについては、随時更新してまいります。

事業の趣旨に関する事項

令和8年2月25日現在

No.	質問	回答
1	訪問介護以外の介護サービスは補助対象とならないのか？	訪問介護は、要介護高齢者等が在宅生活を継続する上で極めて必要性が高く、生活のベースとなるサービスです。その上で、三北地区は旧延岡市域と比べサービス資源が乏しく、現状、地区外からのサービス供給が欠かせない状況となっております。しなしながら、訪問介護の場合、現行の介護報酬体系では、移動に係る時間及び経費が十分に評価されておらず、移動コストがそのまま事業者負担になるという構造的な問題があり、移動コストが三北地区へのサービス供給力を確保する上での最大の課題（阻害要因）となっております。 このような背景を踏まえ、生活のベースとなる訪問介護についてサービス提供空白地域を生じさせないため、訪問介護サービスに限り補助を行うものです。 一方で、通所系サービスやその他の訪問系サービスは、移動コストが介護報酬に一定程度反映されており、訪問介護と比べて報酬水準も比較的高いため、本事業においては補助対象外としております。
2	旧延岡市内での移動は補助対象にならないのか？	本補助金は、サービス資源が乏しく、地区外からのサービス供給が欠かせない三北地区のサービス提供体制を確保することを目的に実施するものです。移動コストを補助することによる事業者支援は目的としていないため、延岡市内での移動は補助対象となりません。
3	三北地区内の事業所が三北地区内でサービス提供した場合は補助対象になるのか？	三北地区におけるサービス提供体制を確保するためには、地区内外からのサービス供給力を強化する必要があります。したがって、三北地区内及び延岡市外の事業所からのサービス提供に係る移動も補助対象としております。
4	延岡市外の事業所が三北地区内でサービス提供した場合は補助対象になるのか？	
5	島浦町へのサービス提供は補助対象にならないのか？	島浦町も三北地区と同様にサービス資源が乏しい状況ですが、延岡市社会福祉協議会が本補助金と同趣旨の「島浦町介護サービス支援事業」を実施しておりますので、本補助金では補助対象外としております。
6	移動コスト支援については、本来国の介護報酬の枠組みの中で検討されるものではないか？	本来、介護報酬で対応されるべきものですが、訪問介護の報酬は「サービス提供時間」を基準としており、移動距離や時間は算定に反映されていないのが現状です。 一方で訪問看護など一部サービスでは移動を含めた包括的評価がなされ、報酬の枠組みの中で吸収されております。訪問介護においても移動コストの介護報酬への反映が望まれるところですが、次回の報酬改定が令和9年度となるため、当面は自治体独自での対応が必要と考えております。
7	いつまで補助を行う考えか？	当面の事業計画期間を令和9年度までとしております。 令和9年度介護報酬改定において、移動コストが介護報酬に反映されるか否かは不透明ですが、反映される可能性を踏まえる必要があり、仮に反映された場合には、その効果を検証するための分析期間を一定期間を要することから、事業計画期間を令和9年度までとしております。

□補助金の算定・申請・請求に関すること

<p>1 交付申請額の算定はどのように行うのか？</p>		<p>補助金の額は、距離区分に応じた交付単価に往復回数（三北地区への訪問介護サービスの提供で利用者宅まで往復移動をした回数を指し、1日当たりの算定上限は介護職員1人につき1回とする。ただし、同日に北浦・北川地区と北方地区にそれぞれ往復した場合は、1回ずつ算定できる。）を乗じて算定します。なお、距離区分は、「往復移動の中で事業所から最も遠い利用者宅までの片道移動距離」を基準とします。</p> <p>【算定例1】 同一日に北浦地区の利用者3名（A～C）にサービス提供を行う行程が月に4回あった場合 <事業所から利用者宅までの片道距離> 利用者A：21km、利用者B：28km、利用者C：33km <算定式> 上記の場合、事業所から一番遠い利用者C宅への移動距離を基準として、距離区分に応じた補助金の交付単価を選択し、往復回数を乗じます。 $2,000円（30km以上40km未満の交付単価） \times 4往復 = 8,000円$</p> <p>【算定例2】 同一日に北浦地区の利用者A、北川地区の利用者B、北方地区の利用者Cにサービス提供を行う行程が月に4回あった場合 <事業所から利用者宅までの片道距離> 利用者A（北浦）：33km、利用者B（北川）：27km、利用者C：15km（北方） <算定式> 上記の場合、北浦・北川地区方面で事業所から一番遠い利用者A宅への移動距離と北方地区の利用者C宅をそれぞれ基準として、距離区分に応じた補助金の交付単価を選択し、往復回数を乗じます。 $2,000円（30km以上40km未満の交付単価） \times 4往復 = 8,000円 \dots \textcircled{1}$ $1,000円（15km以上20km未満の交付単価） \times 4往復 = 4,000円 \dots \textcircled{2}$ 合計（①+②）= 12,000円</p> <table border="1" data-bbox="790 1057 1212 1243"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 補助金の交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 km未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>15 km以上20 km未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>20 km以上30 km未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>30 km以上40 km未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>40 km以上</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 補助金の交付単価	15 km未満	500円	15 km以上20 km未満	1,000円	20 km以上30 km未満	1,500円	30 km以上40 km未満	2,000円	40 km以上	2,500円
1 区分	2 補助金の交付単価													
15 km未満	500円													
15 km以上20 km未満	1,000円													
20 km以上30 km未満	1,500円													
30 km以上40 km未満	2,000円													
40 km以上	2,500円													
<p>2 介護職員が事業所以外の自宅等から直接利用者宅に訪問した場合、補助金の算定はどうか？</p>		<p>事業所以外の自宅等から三北地区内の利用者サービス提供した場合であっても、事業所からの距離に応じた補助金の交付単価を基準として算定します。本補助金の趣旨は、三北地区におけるサービス提供体制を確保することにあります。補助金（移動コスト相当額）の使途は限定しておりませんので、例えば、三北地区在住の人材の採用経費等に充てていただくことにより、三北地区におけるサービス供給力向上と介護人材確保の双方にお役立ていただくことも可能です。</p>												
<p>3 複数の介護職員で利用者宅に同行訪問し、サービス提供を行った場合、補助金の算定はどうか？</p>		<p>同じ車両で利用者宅まで移動し、サービス提供を行った場合は、算定対象とすることはできません。ただし、業務行程の都合上、別々の車両等で当該利用者宅まで移動した場合は、算定対象とすることが可能です。</p>												
<p>4 申請（請求）は事業所ごとに行うのか？</p>		<p>補助金の申請者（請求者）は、訪問介護サービス事業所を営む法人または個人事業者となりますが、申請はサービス提供事業所ごとに行ってください。なお、交付決定通知書等の文書については、申請者宛に送付します。</p>												
<p>5 補助金の振込口座が訪問介護サービス事業所を営む法人または個人事業者名義の口座と同一でない場合の請求はどのようにしたらよいか？</p>		<p>基本的には、補助金の振込口座は申請者名義（サービス提供事業所を営む法人または個人事業者の名義）の口座とします。ただし、法人がサービス提供事業所名義の口座にて請求を行う場合は、申請書提出時に「委任状」の提出をお願いします。</p>												
<p>6 申請（請求）したサービス提供実績に誤りがあった場合は、どのような取り扱いとなるか？</p>		<p>基本的には、サービス提供実績に基づき申請（請求）いただきますので、誤りは生じないものと認識しておりますが、過大請求となった場合は、補助金の返還が必要となります。手続きについては、お問い合わせください。</p>												